

## 特別支援教育における子どもの自立と保護に関する一考察

### A Study on Self-Reliance and Protection of Disabled Children in Special Needs Education

祐成 哲\* 田中 祥貴\*\*

Satoshi SUKENARI Yoshitaka TANAKA

#### 1 はじめに

障害者の自立と社会参加、教育・福祉・労働等におけるノーマライゼーションの実現、子どもたち一人一人の教育ニーズに応じた支援、そして障害の重度・重複、多様化の進展、小・中学校等のLD等の子どもたちへの対応等々、社会情勢の大きく複雑な変化から新しい時代の要請に応え、平成18年6月21日に、「学校教育法等の一部を改正する法律案」は衆・参両院において全会一致で可決され、公布、そして平成19年4月1日から施行された。

このことから、特殊教育は特別支援教育へと転換されることになった。

明治11年、京都に盲啞院の創立から始まった特殊教育の歩みは、約130年の長い道のりの中で先人たちの努力があった。特別支援教育に転換された今、学校は教育力を強化し、障害のある子どもたち一人一人のニーズに応じた教育を展開し、子どもたち一人一人の人格の形成、自立と社会参加、国家・社会の形成者の育成などを目指していくことが必要となる。

本論は、障害のある子どもがいる保護者の願いなどから、子どもの「自立」について考察をするものである。

#### 2 障害のある子どもたちの自立と保護者の願い

特別支援教育は、従来の肢体不自由や知的障害などに加えて、通常の学校に在籍するLD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)の子どもたちをも支援していこうと始まったものである。特別支援教育が目指しているものは、子どもたち一人一人の教育的ニーズを正しく把握して、適切な指導と支援を行い、子どもたちが自立して社会参加することを目指すものである。そして、学習指導要領にも示されている、障害のあるなしに関わらず総ての子どもたちに必要な「生きる力」を育むことにある。

「自立」とは、就労して自活することや身辺処理が自分でできることだけを意味しているものではない。また「生きる力」は子どもたち一人一人によって違いがある。特に障害のある子どもたちにとっての「生きる力」や「自立」は、自分できないことを、他人から支援を受けながら、人間としてよりよく生きていくことをも含んでいる。

脳性まひをはじめとする肢体不自由児は、移動や姿勢保持、食事や排泄、また学習活動などの中で様々な支援や介助が必要になる。肢体不自由という障害やその幅の広い障害の程度から、肢体不自由児の「自立」を考えると、その「自立」に

\*社会福祉学部教授

\*\*長野大学非常勤講師・信州大学准教授

については、いろいろな角度から見なければならぬ。

いわゆる、一人で生活し一人で生きていくという意味での「自立」は、障害が重度化・多様化している肢体不自由児の実態からは難しいと考えざるを得ない。しかし、いろいろな角度から子どもたちを見たとき、肢体不自由児の「自立」には一人一人の子どもの中に、一つの意味を見出すことができる。

例えば、障害の重い肢体不自由児が学校や家庭において、適切なトイレトレーニングを受けて、おむつが取れるようになる。そして、毎日の生活の中で、パンツで過ごせることができるようになることも、一つの「自立」であるとみることができる。パンツで過ごせることができるようになることは、子どもの「快」感覚の向上にもつながることになる。また、食べることに困難がある子どもは、離乳食様に食形態を工夫した食物が、食べられるようになったり、自分からスプーンに口をもっていく意欲が生まれたりすることも、一つの「自立」であると考えることができる。食べることは健康をつくり、関わる人とのコミュニケーションを育み、子どもの「生きる力」への意欲を生み出すことにもつながる。

肢体不自由単一障害の子どもには、特別支援学校を卒業した後、大学への進学や就労を目指した「自立」に向けての支援をしていくことが必要である。肢体不自由特別支援学校では、スクールバスの運行のために登下校の時間が決められている。そのためスクールバス利用の子どもたちは放

課後の課外学習ができなかったり、部活動ができなかったりする。また行事が多くあることにより、教科学習の時間が縮小されてしまう。大学進学が可能な子どもの十分な学習補償に向けて、通常の高等学校と同等の教育課程を創意工夫することが必要である。就労を目指す子どもには、小学部の段階から将来の就労に向けて、充実したキャリア教育を行っていく必要がある。就労や自立の意義を理解させたり、働くことへの意欲を育ていったりすることが大切になる。働きながら生活できる、洗濯ができる、調理ができるなど文字通りの「生きる力」を育むために、子どもが将来、一人で生活ができていけるように、学校と家庭が連携した綿密な協力はとても重要となる。

社会参加においても、その子ども一人一人の特性に応じた社会参加がある。障害の重い子どもたちが様々な人たちとのかかわる中で刺激を受け、そこで培われる子ども自身の成長がある。また障害のある子どもとかかわる人たちが、その子どもとかかわる中で障害の何かを考えたり、障害のある子どもにかかわりたいと思わせたりすることも、障害のある子どもたちにとっては、一つの「自立」であると考えてもよい。

保護者は我が子を含めた肢体不自由児の自立について、どのように考えているか、群馬県立二葉高等養護学校のPTAのアンケート<sup>(1)</sup>が参考になる。

(1) あなたは、お子さん（生徒さん）の自立について具体的なイメージを思い描くことができますか。

|            | 保護者 |     | 職員 |       | 合計 | %     |
|------------|-----|-----|----|-------|----|-------|
|            | θ   | ε・西 | θ  | ε・西・寄 |    |       |
| ア できる      | 1   | 2   | 0  | 6     | 9  | 13.24 |
| イ 何となくができる | 9   | 11  | 7  | 4     | 31 | 45.59 |
| ウ 難しい      | 16  | 5   | 4  | 1     | 26 | 38.23 |
| 無回答        | 0   | 0   | 2  | 0     | 2  | 2.94  |

(2) お子さん（生徒さん）のどのような場面を自立ととらえることができますか。

|                       | 保護者 |     | 職員  |       | 合計 | 順位 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-------|----|----|
|                       | θ   | ε・西 | θ   | ε・西・寄 |    |    |
| ア 日中の活動場所             | 14  | 11  | 8   | 4     | 37 | 2  |
| イ 金銭的な安定              | 4   | 11  | 2   | 3     | 20 |    |
| ウ 意思表示ができる            | 11  | 8   | 11  | 9     | 39 | 1  |
| エ 親から離れての生活           | 8   | 9   | 6   | 5     | 28 |    |
| オ 睡眠、食事、排泄が他人の手助けのできる | 14  | 3   | 9   | 3     | 29 | 3  |
| カ 余暇を楽しめる             | 9   | 10  | 3   | 7     | 29 | 3  |
| キ その他                 | 0   | 0   | ① 1 | ② 2   | 3  |    |
| 無回答                   | 3   |     |     |       | 3  |    |

①：人との関わりを楽しんで生きていける。

②：就労。障害により自立のレベルが異なる。

(3) 学校の諸活動で、どのような場面が自立につながっていると思いますか。

|                       | 保護者 |     | 職員 |       | 合計 | 順位 |
|-----------------------|-----|-----|----|-------|----|----|
|                       | θ   | ε・西 | θ  | ε・西・寄 |    |    |
| ア 食事や排泄などの生きていくための活動  | 17  | 4   | 13 | 7     | 41 | 2  |
| イ 体を動かしたり周りの状況を判断する活動 | 17  | 7   | 11 | 6     | 41 | 2  |
| ウ 他人とのコミュニケーションをとる活動  | 21  | 17  | 12 | 8     | 58 | 1  |
| エ 卒業後の進路を体験する現場実習     | 11  | 12  | 6  | 9     | 38 | 3  |
| オ 作業学習をはじめとする職業に関する学習 | 2   | 9   | 2  | 5     | 18 |    |
| カ 資格を取得したりする専門教科学習    | 3   | 8   | 0  | 5     | 16 |    |
| キ 進学するための教科           | 1   | 1   | 1  | 2     | 5  |    |
| ク その他                 | 0   | 0   | 0  | ① 1   | 1  |    |
| 無回答                   | 2   |     |    |       | 2  |    |

①：学校行事

(4) 卒業後のお子さん（生徒さん）の自立に必要なものはなんですか。

|                | 保護者 |     | 職員 |       | 合計 | 順位 |
|----------------|-----|-----|----|-------|----|----|
|                | θ   | ε・西 | θ  | ε・西・寄 |    |    |
| ア 法的整備         | 12  | 9   | 5  | 6     | 32 | 3  |
| イ 企業や施設などのハード面 | 11  | 12  | 8  | 9     | 40 | 2  |
| ウ 支援者などの人的なもの  | 18  | 13  | 10 | 6     | 47 | 1  |
| エ 医療的な支援       | 16  | 6   | 7  | 3     | 32 | 3  |
| キ その他          | ① 1 | 0   | 0  | ② 1   | 2  |    |

①：社会的な理解

②：記述なし

(5) PTA 活動で子どもたちの自立に役立つ活動は、どのようなものだと思いますか。

|            | 保護者 |     | 職員  |       | 合計 | 順位 |
|------------|-----|-----|-----|-------|----|----|
|            | θ   | ε・西 | θ   | ε・西・寄 |    |    |
| ア 進路等の学習   | 17  | 10  | 9   | 7     | 43 | 2  |
| イ 専門家等の講演会 | 13  | 10  | 9   | 4     | 36 | 3  |
| ウ 施設見学     | 17  | 12  | 9   | 9     | 47 | 1  |
| キ その他      | 0   | ① 1 | ② 3 | ③ 1   | 5  |    |
| 無回答        | 3   | 2   |     |       |    |    |

①：一般企業見学

②：ネットワーク構築、家庭以外で学校外の人と関わる活動、保護者・学校の結びつき

③：教師・生徒・保護者が同じ方向を向く

(注) 表中の語句の説明：θ→重度障害 C 課程のグループ名。ε→重度重複障害 B 課程のグループ名。西→単一障害と重複障害 A 課程を合わせたグループ名。寄→寄宿舎

肢体不自由の子どもたちの「自立」についての具体的なイメージとして、「いろいろなことができる」ということを断言している保護者たちは少ない。他方で、子ども自身が言葉でのコミュニケーションは難しいが、自分の意思表示がしっかりできることを「自立」の条件であると考えている。そのために、学校の友達とコミュニケーションをとる活動や毎日の学習などが、「自立」につながると考えている。

アンケートの自由記述の中で、保護者が日ごろ、肢体不自由児の「自立」について考えていることをあげているので、下記する。

「障害の重い我が子の自立には、親が亡くなくてもいつもの暮らしが送れるように、親の体力がある内から、他人に我が子をゆだねられるように、人との関わりを厚くしていくことが親の役目ではないかと思う。」

「自分にできないこと困ったことがあった時に、親以外の人に対して意思表示ができることが、自立であると思う。」

「親からの干渉が煩わしいと子どもが思うようになった時でもあるかもしれない。」

「障害の重い子どもは人との関わりなしには生活そのものが難しいため、子どもを取り巻く人々に、『この子と関わりたい』と思わせることができるようになることも、その子の自立と考える。」

「子ども一人一人の障害の程度により『自立』の捉え方は異なるが、自分で身辺処理ができるようになること、就労ができるようになることであるが、意思表示でも、言葉であったり、手足の動きであったり、視線を使ったりすることも、『自立』であると思う。」

このアンケートから見ると、保護者は親亡き後の我が子の行く末を案じた心配の念が非常に多く含まれた、子どもの「自立」の思いが語られている。障害のある子どもを持った保護者は、親亡き後の我が子の将来を考えながら、学校教育への期待を大きく持っている。学校教育の12年間を保護者たちは、「パラダイス」という言葉で表す。

卒業後、いろいろな福祉サービスを受けるが、福祉施設などでは学校のように手厚い人的配置もないなど、様々な場面で保護者の負担が大きくなっていく。そのために保護者は、地域でのいろいろなサービスを利用し、いろいろな人の手を借り、いろいろな人とのコミュニケーションをとりながら、我が子にとっての将来の「自立」について、様々な角度から考えている。特に障害の重い子どもについて、保護者は親亡き後の処遇を一番に心配している。我が子が安心して生活していけるために、様々な福祉サービスの支援、または行政的な支援や保護・援助に得たいと考える。

いろいろな分野の企業や障害のある子どもの居住地の役所は、子どもの障害を十分に理解し、社

会参加のチャンスを与えて欲しい。税金を使わせてもらうことは心苦しいが、利用できるいろいろな制度を確立して、我が子が親亡き後も楽しく生活できるようになって欲しい、障害が重くても、地域で自立した生活が送れるように、学校以外の触れ合える場を作って欲しいと、保護者は願っている。そのために家庭でも地域に積極的に出て、子どもを中心とした支援の輪を広げていきたいと、保護者は考えている。

### 3 障害児・者の自立への取り組み

肢体不自由以外の障害のある人に目を向けると、「目が不自由ということは、視力や視野・色覚等の見る機能（視機能）が低下していくために、日常の生活や社会参加をしていく上で、制約や制限があるということです。視覚障害者の一人一人それぞれの見え方にもよりますが、一般的に見えない、見えにくい状態ということから、人との関係、コミュニケーション、日常生活において苦手な部分があります。その中で、『生涯学習』における学習の機会の提供やサービスは、視覚障害者にとって日常生活の向上へとつながっていきます。」<sup>2)</sup>と、全国盲学校PTA連合会会長は言っている。そして視覚障害者だけが生活しやすいという視点ではなく、すべての人が生活しやすい環境を整備していく必要があると言っている。

バリアフリーの環境づくりには、障害のある無しにかかわらず一部の人だけの使いやすさを考えず、すべての人が利用し易い物理的な環境の整備や法的な制度の整備をしていくことが必要であるといえる。高齢者が多くなるこれからの社会の中で、障害児・者に応じたバリアフリーの環境づくりは、すべての人にとってもマッチした使いやすい環境になる。障害のある人たちへの様々な支援や制度を構築していくことは、障害のある子どもたちが将来の「自立」と「社会参加」を、スムーズに行うことができるようになると思う。

障害のある人たちが地域の中で豊かな生活が送れるように、各特別支援学校のPTAや教員が中心となり、いろいろな活動を展開している。土・日曜日や休日を活用して、地域の公共施設や娯楽施設などを利用した交流活動やボランティア養成講座の開催などを行い、地域の人々と障害者のコ

ミュニケーションの輪を広げていたり、障害者の理解啓発を進めていたりしている。このことは、障害のある子どもたちへの「生涯学習」にもつながることになり、また障害者が地域で豊かな生活を送ることができるための支援にもつながるものである。

平成7年12月、障害者対策推進本部は「障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）」を策定した。また平成14年12月には、「障害者基本計画」が閣議決定されるとともに、障害者施策推進本部は「重点施策実施5か年計画」を策定し、障害者への様々な支援を推進している。このような支援は計画的に早急に実施されることが求められる。

障害のある子どもがいる保護者は、我が子の「今」という時のいろいろな状況下での支援を求めている。我が子の「けいれん発作、誤嚥、パニック、暴力、行方不明」、「経済的支援、レスパイト、緊急時の保護や支援」など、障害児・者やその保護者が必要としているのは、まさに「目の前の支援」である。これらの処置や保護・支援が、すぐに実現、対応できる施策や場所を求めている。

障害児・者のいる保護者が、気持ちにゆとりを持ち、安定し、安心した毎日の生活ができることが、何よりも必要である。心のゆとりの中からこそ、保護者は我が子に向き合って、子どもの将来の「自立」への模索ができる。障害者基本計画は、絵に描いた餅にならないように推進してほしいと考える。

### 4 特別支援学校の役割

昭和22年教育基本法、学校教育法公布、昭和23年盲学校・聾学校小学部義務制実施、昭和31年公立養護学校整備特別措置法公布、昭和54年養護学校義務制実施、そして平成18年学校教育法一部改正・公布、教育基本法改正・公布などから、特殊教育は特別支援教育へと転換されることになった。

特に養護学校の義務制度は30余年もの間見送られてきたが、保護者の障害のある我が子へ教育を受けさせたいという熱い思いが実り、昭和54年に養護学校の義務制が実施された。事実上、特殊教

育は公教育として、制度の中でしっかりと障害のある子どもたちの教育への役割を担うことになった。

それに先駆け、東京都は昭和49年に、就学猶予・免除を受ける障害のある子どもたちのうち、希望者全員に対して就学措置を行った。その当時は東京都も養護学校の数が少なかったため、区市町村に訪問学級や特殊学級を置いた。以下は、その当時、訪問学校担当教員であった筆者の所見である。

「M市の訪問学級は、今年で二年目になる。一年目、スクーリング教室が福祉会館に設置され、通学可能な児童が集まって開級された。学校内にあってよいはずの教室が会館の中にあることでいろいろと不便なことがあった。プール、運動場などを使いたくてもない。それに、私たちが感じたことは、重度の児童は何事も後回しにされてしまうことであった。通える児童は週二十時間だが、在宅の児童は週二時間の指導しかできない。同じ学級の児童には同じ時間数を持って指導したかったが、通える児童の父母の要望もあり、このような時間数となってしまった。毎日楽しく通ってくる児童にはたっぷり接しても、在宅児にはほんのわずかな時間しか接することができない。一日の指導が終わって帰るときには、もう来週の私たちを待っている。学校に教室があれば、在宅児の願いもかなえられ、また不便も解決できるのではないかと考えた。特に併設校の意義を考えた場合、普通児は障害児を見ることで、障害児は普通児を見ることでお互いの人格を成長させてゆくことになるのではないかと考え、校内に専用教室を造ってもらうことにした。

学校へ通うようになった時、普通児は如何にもびっくりした目で学級の児童を見ていた。『先生、どうしたの。』『かわいそうね。』いろいろな声が返ってくる。中には、『ばかだ。』『きちがいだ。』という声もあった。この後述の言葉をなくすことは、併設校の意味があり、私たち教師の責任だと思った。一年経ってようやく在宅児のスクーリングを一日設けることができた。通える児童の一日が減ることになり父

母からの反対もあったが。そして毎日児童は楽しく登校してくる。普通児もびっくりした目で見ることもなく、今ではもう話しかけがあったり、下校時には『さようなら。』の声が毎日聞かれるようになった。

児童の試歩はとつても遅い。毎日同じことを繰り返すが、それでも完全にはできない。学校で一生懸命に努力するが、家に帰れば元の本阿弥である。学校は施設でも保育所でもない。父母への働きかけも私たちの課題の一つである。またこの子らのことを考えたとき、教育と福祉は決して分離されるものではないと思った。加え医療は、彼らの生命につながるものであるからして是非必要と思った。

障害児学級を大海の小島に見られないよう、訪問学級を別の世界のように思われないうちにも、私たちの努力が必要とこの二年間思い続けてきた。

しかしまだまだ、私たちの努力しなければならぬことばかりだ。』<sup>(3)</sup>

就学猶予・免除により学校教育を受けていなかった子どもたちが学校教育を受けることができるようになったが、当時の社会では障害児・者への十分な理解までには至っていなかったことが現実である。障害児がいる保護者ですら、世間の目を気にしている様子があった。

例えば、このような事実があった。ある病院からタクシーに乗った母親は、他人に見えないように子ども用の毛布に包めた子どもを抱いていた。母親の行き先はタクシーの運転手と同じ市内の団地であった。このことから、運転手は抱いているのは子どもかと尋ねたが、母親はすぐにはしゃべらなかった。そのうち、実は脳性まひの子どもであると話した。運転手はそんなにぐるぐる巻きにしているのは、子どもが可哀そうだ。実は自分にも脳性まひの子どもがいる。会社勤めであったが子どものために自由がきくタクシーの運転手をしているのだなどと話したという。

もう一つの事例を紹介したい。今まで就学免除・猶予であった、12歳の女子の事例である。

今まで在宅で外にもあまり出たことがなかったのか、色白と表現しておきたい。髪の毛を抜く自

傷行為で、頭の右の髪の毛がほとんどなかった。歩けるが腰を屈め〇脚步きであった。訪問学級の担当者は、この子どもの指導に苦慮してしまった。保護者のあまり外に出ていないというので、担当教員は、許可を得て、家の周りの散歩を何日か行ったが、そのうち保護者から、周りの人が見るとみっともないからやめてほしいと言われてしまった。

昭和49年代では、社会一般の人たちは障害児・者をまだ稀有の存在と見、障害児のいる保護者は我が子であるが恥ずかしい存在と見ていたようであり、そこには、障害児・者の社会参加や自立の言葉は存在してなかったに等しい。

昭和63年に、東京都は心身障害児理解教育地域推進事業を立ち上げた。これは、養護学校などが設立されている地域の小・中・高等学校と交流教育を推し進めるといふ事業である。しかし養護学校の教員は子どもたちが、「見世物になる」と言い、この事業には消極的であった。

平成10年の小・中学校学習指導要領（高等学校は平成11年）の「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（高等学校は教育課程編成・実施に当たって配慮すべき事項）」の項目の中に、「（前略）盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの交流の機会を設けること」<sup>44</sup>とされている。

平成20年（高等学校は平成21年）の上記各学校の学習指導要領の前記の項目は、「（前略）特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」<sup>45</sup>となっている。

各学校は、高齢者を含めた障害のある子どもたちを理解するために、最善の努力をする必要があることが読み取れる。このために、障害児が見世物になるなどという考えを捨て、特別支援学校では積極的に地域の小・中・高等学校と連携した交流教育を推し進め、障害児・者の理解啓発のために創意工夫した取り組みが必要になってくる。障害児・者の理解啓発が進められていくことは、障害児・者の社会参加がスムーズになり、さらには障害児が社会に向っての「自立」を推し進めるこ

ともなる。

学校教育法第74条（普通学校における特別支援教育の助言・援助）には、「特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うように努めるものとする。」とある。

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンターとしての努力を示しているものであるとともに、障害児・者の理解啓発に努めなければならないことを意味している。特別支援教育は、「（前略）障害のある児童生徒の教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている」<sup>46</sup>とされる。

特別の場所で特定の子どもを指導していた特殊教育からの特別支援教育へ転換された今、特別支援学校だけでなく、地域の小・中・高等学校は障害児・者に対する理解・啓発が当然として必要である。障害児・者の理解啓発のために学校の役割は大きく、重要なものとなる。

## 5 おわりに

障害や病気などについて知らないことから差別や偏見が生まれるといわれる。障害者が地域社会の中で充実した生活を送ることができるようには、障害者を取り巻く周りの人々が心のバリアを取り除き、障害のある人たちと一緒に生活することで、頭ではなく心と体で、これらの人々を理解し、手を差し伸べることがなんでもないと思う社会になることが大切である。

「身体障害者福祉法」（昭和24年）、「精神障害者福祉法」（昭和35年）、「精神保健法」（平成5年）、「障害者基本法」（平成5年）、「障害者自立支援法」（平成17年）と、障害者を支援する法律が制定され、障害者に対する福祉施策は進められてきた。障害者が地域社会の中で、自立し充実した生活を送ることができるようになるために、その時代にあった立法や法改正を進めていくことが必要であ

る。そしてこれからの社会では、教育・福祉・労働・医療などが連携して、障害児・者の自立や社会参加を推し進める必要がある。-

学校教育においては、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた、また保護者の学校教育への期待に応える指導を充実させていかなければならない。教員は授業の充実のために、自分が身につけている知識・技能・態度などを発揮し、さらに専門性を高めるために自己研鑽をしていくことが必要である。

そして学校は、障害があっても子どもたち一人一人の人格の形成、自立と社会参加、国家・社会の形成者の育成などを目指すことが必要である。

#### 参考資料

- (1) 群馬県立二葉高等養護学校 PTA 副会長発表配布資料

平成19年第43回関東甲越地区肢体不自由養護学校 PTA・校長合同研究協議会

- (2) 全国盲学校 PTA 連合会会長発表配布資料  
全国特別支援教育振興協議会（第3回特別支援教育全国フォーラム）
- (3) 訪問学級通信第7号 昭和51年3月東京都訪問学級研究協議会
- (4) 小学校学習指導要領 平成10年12月  
中学校学習指導要領 平成10年12月  
高等学校学習指導要領 平成11年3月
- (5) 小学校学習指導要領 平成20年3月  
中学校学習指導要領 平成20年3月  
高等学校学習指導要領 平成21年3月
- (6) 特別支援教育の推進について（通知）19文科初第125号平成19年4月1日
- (7) 全国特殊学校長会編 「地域活動づくりのための手引書」 平成18年3月